

令和8年度

島根県交通安全実施計画

島根県交通安全対策会議

は じ め に

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定により、令和 8 年度に策定した第 12 次島根県交通安全計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）に基づき、島根県及び国の指定地方行政機関が令和 8 年度に行う島根県内の陸上交通の安全に関する具体的な施策について取りまとめたものです。

第 12 次島根県交通安全計画では、令和 8 年 3 月に設定された国の「令和 12 年までに 24 時間交通事故死者数を 1,900 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」という目標を受け、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない島根を目指し、各種の施策を着実に推進することにより、「令和 12 年までに年間の交通事故死者数を 13 人以下、交通事故重傷者を 162 人以下、高齢者交通事故死者数を 6 人以下に抑える。」という具体的な数値目標を掲げました。

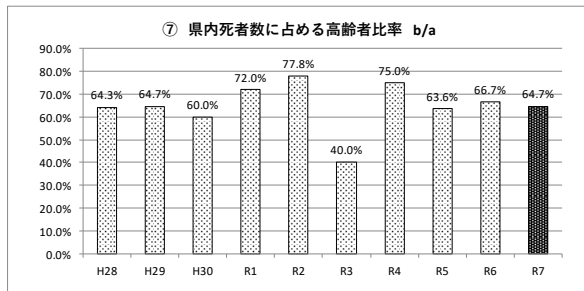
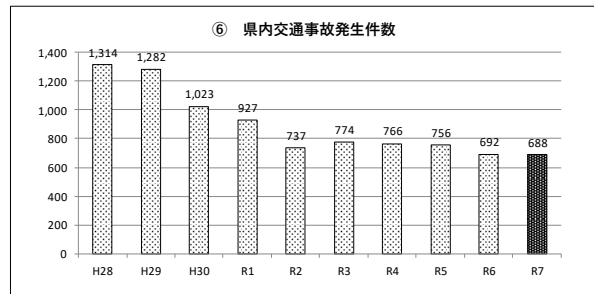
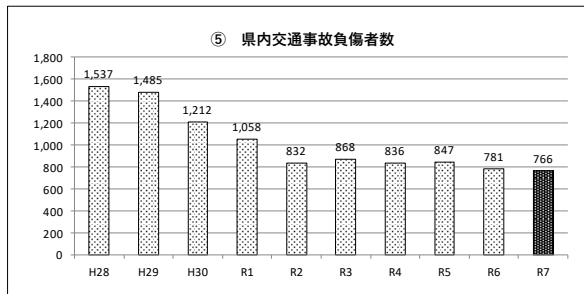
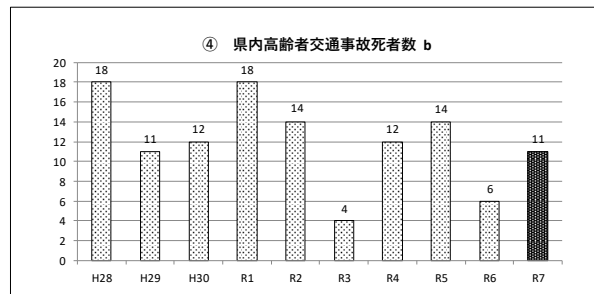
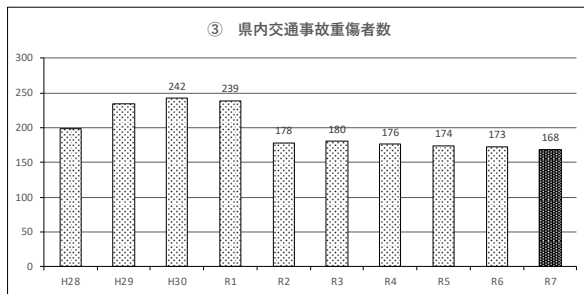
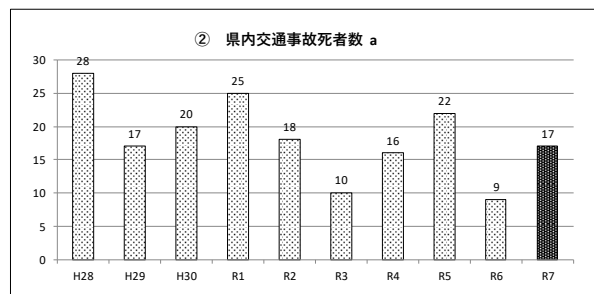
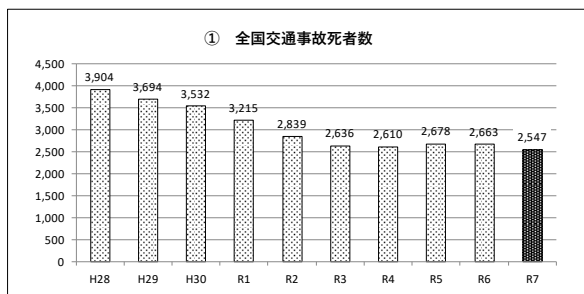
第 11 次島根県交通安全計画の最終年である令和 7 年の県内の交通事故発生件数は 688 件（対前年－4 件）、交通事故死者数は 17 人（対前年＋8 人）、うち高齢者死者数 11 人（対前年＋5 人）、負傷者数は 766 人（対前年－15 人）、うち重傷者数 168 人（対前年－5 人）であり、重傷者数は第 11 次島根県交通安全計画の数値目標である 170 人以下を達成しましたが、交通事故死者数及び高齢者死者数は数値目標を達成できませんでした。

新たに第 12 次島根県交通安全計画で定めた目標を達成するためには、本県における交通事故の特徴である高齢者が関係する交通事故の抑止を最重点におくほか、道路交通環境の整備、交通安全意識の普及徹底、高齢運転者を含む運転者教育の充実、交通実態に即した交通規制の実施、救助・救急活動の充実、被害者等支援、さらに鉄道交通の安全など、総合的な諸対策をこれまで以上に強力に推進する必要があります。

令和 8 年度も島根県及び国の指定地方行政機関相互の緊密な連携の下で、この計画を着実に実施することによって交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

交通事故の状況(過去10年間)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年対比	
											増減	増減率
① 全国交通事故死者数	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663	2,547	-116	-4.4%
② 県内交通事故死者数 a	28	17	20	25	18	10	16	22	9	17	8	88.9%
③ 県内交通事故重傷者数	198	234	242	239	178	180	176	174	173	168	-5	-2.9%
④ 県内高齢者交通事故死者数 b	18	11	12	18	14	4	12	14	6	11	5	83.3%
⑤ 県内交通事故負傷者数	1,537	1,485	1,212	1,058	832	868	836	847	781	766	-15	-1.9%
⑥ 県内交通事故発生件数	1,314	1,282	1,023	927	737	774	766	756	692	688	-4	-0.6%
⑦ 県内死者数に占める高齢者比率 b/a	64.3%	64.7%	60.0%	72.0%	77.8%	40.0%	75.0%	63.6%	66.7%	64.7%	—	—



島根県交通安全シンボルマーク

目 次

道路交通安全対策

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	7
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	9
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	9
(7) 無電柱化の推進	9
(8) 効果的な交通規制の推進	10
(9) 自転車利用環境の総合的整備	10
(10) 高度道路交通システム(ITS)の活用	11
(11) 交通需要マネジメントの推進	12
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	13
(13) 総合的な駐車対策の推進	14
(14) 道路交通情報の充実	14
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進	16
(2) 効果的な交通安全教育の推進	20
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	25
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	26

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実	27
(2) 運転免許制度の改善	29
(3) 自動運転等の安全の確保と支援	30
(4) 安全運転管理の推進	31
(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	32
(6) 交通労働災害の防止等	33
(7) 道路交通に関する情報の充実	34

4 車両の安全性の確保

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	37
(2) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進	37
(3) リコール制度の充実・強化	38
(4) 自転車の安全性の確保	38

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等	39
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	39
(3) 暴走族等対策の強化	40

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備	41
(2) 救急医療体制の整備	44
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	44
7 被害者等支援の充実と推進	
(1) 交通事故相談業務の充実	45
(2) 損害賠償の請求についての援助等	45
(3) 交通事故被害者等支援の充実強化	46
(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底	47
8 研究開発及び調査研究の充実	
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	47
(2) 道路交通事故の分析と活用	47
(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究	47

鉄道交通安全対策

1 鉄道交通環境の整備	48
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	48
(2) 運転保安設備等の整備	48
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	50
3 鉄道の安全な運行の確保	51
(1) 保安監査の実施	51
(2) 運転士等の資質の保持	51
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	51
(4) 気象情報等の充実	51
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	51
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	51
(7) 計画運休への取組	51
4 鉄道車両の安全性の確保	52
5 救助・救急活動の充実	53
6 被害者支援の推進	53
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	53

踏切道における交通安全対策

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	54
2 踏切道の統廃合の促進	55
3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	55
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	56
交通安全対策基本法（抜粋）	57

道路交通安全対策		中項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		

「人」の視点に立った、安全で快適な歩行、走行のための道路整備を推進する。

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、歩行者・自転車対策及び生活道路対策を推進する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進【重点事項】

生活道路における歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン 30」の設置を推進するとともに、「ゾーン 30」等による低速度規制と物理デバイス等の適切な組合せによる「ゾーン 30 プラス」の整備について、道路管理者と公安委員会が連携し、速度抑制対策の充実を図るほか、歩道の整備、路側帯の設置・拡幅等、道路標識・標示の高輝度化等の安全対策を推進することにより、円滑な交通を確保し、交通事故の防止を図る。

生活道路を中心に音響式信号機や歩車分離式信号機等の導入や、道路形状や交差点が存在することの運転者への明示、歩行者・自動車の通行区分の明示等を進めることにより、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保する。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県警察交通規制課)

イ 通学路等における交通安全の確保【重点事項】

通学路等における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関及び道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県教委学校教育課、県警察交通規制課)

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備【重点事項】

改築事業等による整備と併せて、高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「交通バリアフリー法」）に基づく「道路の移動円滑化整備ガイドライン」の考え方に基づき、快適な歩行空間を十分確保した歩道の整備に努めるとともに、交通バリアフリー基本構想特定事業計画箇所のほか、「シルバーゾーン」内を中心に音響式信号機・経過時間表示機能付歩行者用灯器やエスコートゾーン（横断歩道上への点字ブロックの敷設）の整備、道路標識・標示の高輝度化等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。

また、悪質性、危険性、迷惑性の高い横断歩道やバス停留所付近の駐車違反取締りを強化する。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県警察交通指導課、県警察交通規制課)

道路交通安全対策		中項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		
高速自動車国道等から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。 ア 道路ネットワークの整備 高規格道路等の整備を推進し、道路種別に応じた適切な交通量を分担できる道路ネットワーク形成に努め、道路の適切な機能分化を推進する。 イ 歩行者、自転車中心の生活道路【重点対策】 高速自動車国道等、事故率の低い道路利用を促進する一方、生活道路においては、車両速度や通り抜け車両を抑制し、歩行者、自転車中心の道路交通の形成に努める。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県高速道路推進課、県都市計画課） （県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社中国支社）			

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		
事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策など、きめ細かく効率的な事故対策を推進する。 また、高速自動車国道等※においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。 さらに、一般道路に比べ安全性の高い高速自動車国道等の利用促進を図るほか、特に高齢者運転者にわかりやすい逆走防止対策に取り組む。 （ ※高速自動車国道等とは、高速自動車道とこれに並行する一般国道の自動車専用道を示す。） ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進【重点事項】 島根県内の交通事故が多発している区間、近年、重大交通事故が発生した区間等、危険な箇所を交通事故データや地域の声等第三者の意見を参考に「事故危険区間（195箇所）」として選定し、効率的・計画的に交通安全施策を実施する。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課）			

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		

イ 事故危険箇所対策の推進

道路管理者と県警察が緊密に連携し、死傷事故率の高い幹線道路の区間及び交差点について指定している「交通事故危険箇所」において集中的に交通事故抑止対策を講じる。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

【交通事故重点対象事業】

○ 松江国道事務所

	令和7年度実績	令和8年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	451	361
二 種 事 業	20	219
合 計	471	580

○ 浜田河川国道事務所

	令和7年度実績	令和8年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	101	159
二 種 事 業	51	50
合 計	152	209

※一種事業：道路管理者が行う交通安全事業の中で主に道路の改良に関する事業で、具体的には歩道、歩行者専用道路、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、横断歩道橋、地下横断歩道、中央帯、交差点改良、視距の改良、車両停車帯、路肩の改良、登坂車線及び付加車線等の事業

※二種事業：道路管理者が行う交通安全事業の中で主に道路附属物及び区画線の設置に関する事業で、具体的には道路照明、防護柵、道路標識、視線誘導標、道路反射鏡、自転車駐車場、道路情報提供装置、区画線、自動車駐車場及び地点標等の事業

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通状況、交通事故の発生状況等を勘案しつつ、交通規制の見直しを行い、その適正化を図る。

新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況等を総合的に勘案して交通実態に即した交通規制を推進する。

(県警察交通規制課)

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		

エ 重大交通事故の再発防止

交通死亡事故をはじめ、社会的に大きな影響を与える重大交通事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等発生要因について調査するとともに、発生要因に則した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な交通事故の再発防止を図る。

また、重大交通事故発生現場における現地検討会の結果等を共有することにより、同様の道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、重大交通事故の再発を防止するための必要な措置を講ずる。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

オ 適切に機能分担された道路網の整備

高速自動車国道等から生活道に至るネットワークを体系的に整備するとともに、通過交通の排除と交通の効果的な分散、異種交通の分離を図り、道路混雑のない円滑で安全な交通環境を確保するための整備を推進する。

(7) 高速自動車国道等
安全性が高い高速自動車国道等の整備を促進し、一般道路の事故の減少を図る。

(イ) 県管理道路
一般国道 431 号【万原工区】、(主) 浜田八重可部線【今市 2 工区】などの整備促進を図る。

(ウ) 農道
農産物輸送の合理化を図るため、農道の新設又は既設農道の改良による整備を行う。

(エ) 林道
林道機能の向上を図り、安全な自動車走行を確保するため、改良・舗装事業を行う。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県農村整備課、県森林整備課、県道路建設課、県高速道路整備課、県都市計画課、西日本高速道路株式会社中国支社)

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(7) 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所については、事故要因の詳細な分析を行い、注意喚起標識、路面標示、薄層舗装の整備等を重点的に実施する。

(イ) 道路構造上往復に分離されていない区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、長大橋梁、トンネルにおけるセンターパイプ・センターブロックの設置による安全対策に本格的に取り組むべく、早期効果検証を加速する。

(ウ) 逆走及び歩行者、自転車等の立ち入り事案による事故を防止するための、標識・路面標示等によるこれまでの視覚的対策に加え、産官学が連携した新しい技術として、逆走車に対して衝撃を与える物理的対策等の措置を図るなどの総合的な事故防止対策を推進する。

(エ) 渋滞区間における追突事故防止を図るため、情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。

(オ) 事故発生後の救助・救急活動を支援するため緊急開口部の活用及び高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

(カ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停車車両の早期撤去による渋滞対策、休憩施設の混雑解消を推進する。

(キ) 道路利用者の多様なニーズにこたえ、道路利用者へ適切な道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム (VICS) および ETC2.0 等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、携帯電話、インターネット等広く普及している情報通信を活用し即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

(ク) 二次的交通事故防止対策の推進

車両故障若しくは交通事故により停止中の車両から降車し、又は車内にとどまった運転者等が被害に遭う交通事故が後を絶たないことから、車両故障等で運転が困難となった場合におけるガードレールの外側等の安全な場所への避難や停止表示器材の表示等の措置について、広報啓発活動や交通安全教育を推進する。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県高速道路整備課、県警察交通企画課、県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社中国支社)

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		

キ 改築等による交通事故対策の推進

(7) 高速自動車国道等

○ 高速自動車国道等の状況（令和8年4月1日現在）

計画路線延長（km）	供用延長（km）		供用率（％）	
	令和7年度現状	令和8年度計画	令和7年度現状	令和8年度計画
289	259	259	90	90

(4) 県管理道路

歩行者及び自転車利用者の安全確保を図るため道路改築に併せた歩道の新設、拡幅等を（都）松江熊野線を始めとする街路事業や道路改築事業により計画的に実施する。

事業名 （実施事業・工種）	令和7年度実績		令和8年度計画	
	事業量	事業費（百万円）	事業量	事業費（百万円）
道路改築事業（道路建設課）	182 工区	17,421	137 工区	11,413
街路事業（都市計画課）	8 工区	1,991	8 工区	1,807
計		19,412		13,220

※事業量は当該年度実施箇所数（継続及び完了の全て）である。

(7) 農道

農道の通行の安全を確保するため、新設・改良及び交通安全施設の整備を行う。

○ 農道の新設・改良及び交通安全施設の整備

事業名	令和7年度実績		令和8年度計画	
	事業量	事業費（百万円）	事業量	事業費（百万円）
一般農道整備事業	4 地区	531	4 地区	503
基幹農道整備事業	4 地区	410	4 地区	424
農道保全対策事業	23 地区	684	21 地区	912
計	31 地区	1,625	29 地区	1,839

(4) 林道

林道の通行の安全を確保するため、改良・舗装事業を行うとともに、交通安全施設の整備を行う。

○ 林道の改良、舗装及び交通安全施設の整備

事業名（事業主体）	令和7年度実績		令和8年度計画	
	事業量	事業費（百万円）	事業量	事業費（百万円）
林道改良事業（市町）	4 路線	88	7 路線	215
林道舗装事業（市町）	2 路線	23	2 路線	99
計	6 路線	111	9 路線	314

（中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県農村整備課、県森林整備課、県道路建設課、県高速道路推進課、
県都市計画課、西日本高速道路株式会社中国支社）

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点項目】
大項目	1 道路交通環境の整備		
ク 交通安全施設等の高度化			
(7) 信号機			
交通の実態、交通事故の発生状況を十分に調査分析し、真に必要性が高い場所に信号機を設置するとともに、既設信号機については信号柱の集約などの設置方法の合理化や交通環境の変化に応じた見直しを図る。			
信号機の集中制御化、系統化、多現示化、右折感应化等の高度化を推進し、交通状況の変化に合理的に対応する。			
(4) 道路標識等交通安全施設			
道路構造や交通量、交通事故の発生状況等、交通実態を十分に把握し、交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等の交通安全施設の整備を推進するほか、必要性の低下した交通安全施設の合理化によって、真に必要性の高い箇所への交通安全施設の整備を推進する。			
また、経年劣化等により視認性の低下した交通規制標識及び標示を計画的に補修し、標識・標示の適切な維持管理に努める。			
そのほか、道路の構造、交通の状況等に応じて、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認出来るようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。			
また、依然として多発している夜間死亡事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置による夜間事故対策を推進する。			
(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)			

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		

社会資本整備重点計画に基づき、歩行者及び自転車利用者の保護を最重点に自転車歩行者道の整備を始め、交差点改良の推進、道路照明、防護柵、道路情報提供装置等の整備と、区画線の更新等を積極的に実施するとともに、高齢者、障がい者等の移動が円滑になるようバリアフリー化の推進を行う。

また、歩道の設置を伴う既存道路の拡幅工事、駐車場の設置、登坂車線等の道路事業を計画的に実施する。

【交通安全施設等整備事業の推進】

○ 松江国道事務所

	令和7年度実績	令和8年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	249	333
二 種 事 業	170	177
合 計	419	510

○ 浜田河川国道事務所

	令和7年度実績	令和8年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	1,164	838
二 種 事 業	151	215
合 計	1,315	1,053

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由により、その効果が損なわれないよう、効率的かつ適切な管理を行う

（中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課）

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

「ゾーン30」等による低速度規制と物理デバイス等の適切な組合せによる「ゾーン30プラス」の整備について、道路管理者と県警察が連携して速度抑制対策の充実を図る等の面的かつ総合的な交通対策を推進するとともに、通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図るほか、道路標識や道路標示などの交通安全施設の整備を行う。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。

（中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県警察交通規制課）

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機の制御設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化、多現示化等の高度化を推進するとともに、信号機等老朽化した交通安全施設についての計画的な更新補修を推進し、重大交通事故の防止などの交通の安全と円滑を確保する。

また、交通事故が特定の区間に集中して発生する幹線道路の事故危険箇所において、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交通信号機の改良、交差点改良等総合的な対策を実施する。

（中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県警察交通規制課）

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、分かりやすい案内標識の設置、夜間の交通量に応じた必要な箇所の高輝度標識の設置等を推進するほか、不法占用物件の排除、道路の掘り返しの抑制など道路使用の適正化や駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図るとともに、併せて自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進する。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県警察交通規制課)

オ 高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。

交通実態に応じた信号制御の高度化や新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）の整備推進により、情報収集・提供環境を拡充し、道路交通情報提供の充実等を図る。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(ア) 「道の相談室」「標識BOX・信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、地域住民や運転者等道路利用者から道路標識等に関する意見を受付けるもの。）等を活用し、地域住民等が日常感じている意見を取り入れ、交通安全施設の整備や対策を実施する。

(イ) 道路管理者、交通管理者及び地域住民や道路利用者の主体的な参加のもと、「交通安全総点検」として道路環境の点検を行い、行政と住民など地域が一体となった取り組みを通じて交通の安全確保を図る。

(ウ) 重大交通事故発生時や事故危険箇所において、地域内の交通関係団体や住民の参加を得た現場点検を実施し地域住民の意見を反映させた道路交通環境の整備を図る。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

キ 連絡会議等の活用

「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」等の連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

道路交通安全対策		中項目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
大項目	1 道路交通環境の整備		
市町村と連携し、市町村における地域公共交通のマスタープランの作成など、地域課題の解決に資する新たな取組を支援し、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実に推進する。 (県交通安全課)			

道路交通安全対策		中項目	(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
大項目	1 道路交通環境の整備		
高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、幅の広い歩道・自転車歩行者道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、乗合自動車停留所（バス停）の整備、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。 また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。 （中国整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課）			

道路交通安全対策		中項目	(7) 無電柱化の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、道路の新設拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト削減を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組を推進する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課)			

道路交通安全対策		中項目	(8) 効果的な交通規制の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態及び地域住民、道路利用者等の意見も踏まえ、計画的な見直しを推進する。 最高速度規制については、主要な幹線道路においては、道路環境や道路構造、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の見直しや規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。 また、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすいものとするため、規制標識「一時停止」等の標識の新設又は更新に際しては、英字を併記したものの整備を着実に推進する。 (県警察交通規制課)			

道路交通安全対策		中項目	(9) 自転車利用環境の総合的整備【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 道路管理者と県警察が連携して、自転車の安全な通行環境を整備する。 また、自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道、路肩のカラー舗装化や縁石の設置等、総合的に自転車利用環境を整備する。 自転車専用通行帯上の駐車違反取締りを実施する。 イ 自転車等の駐車対策の推進 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、自転車等の駐車対策を総合的に推進する。 ウ 大規模自転車道の整備 地域のニーズを踏まえ、既存施設を有効利用し、交通の安全を確保し、余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県警察交通指導課） （県警察交通規制課）			

道路交通安全対策		中項目	(10) 高度道路交通システム (ITS) の活用
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア 道路交通情報通信システムの整備 リアルタイムでの渋滞情報、交通規制の状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するため、光ビーコンを整備するとともに、情報提供の充実を図る。 (中国総合通信局、中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)			
イ 新交通管理システムの推進 交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として交通流・量を総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、公共車両の優先通行、交通公害の削減、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実等を推進する。 (県警察交通規制課)			
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者に対して周辺の交通状況をリアルタイムに情報提供することにより、危険要因に対する注意を促し、交通事故の防止を図る安全運転支援システムの整備促進を図る。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)			
エ ETC2.0の展開 ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及を官民一体となって展開する。 ETC2.0サービスにより、ETCに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを実現する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、西日本高速道路株式会社)			
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 環境に配慮した安全かつ円滑な自動車の運行を実現するため道路運送事業において実証実験等の実施結果を踏まえ、ITS技術を活用した、システム等の整備を推進し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。 (中国運輸局島根運輸支局、中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)			

道路交通安全対策		中項目	(11) 交通需要マネジメントの推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア 公共交通機関利用の促進 (7) 道路交通の混雑が著しい道路でのバス優先・専用レーンなどの交通規制や公共車両優先システム（P T P S）などの整備、コミュニティバスの導入など公共交通機関の利用促進を図る。 また、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進するほか、新たなモビリティサービスであるM a a S等の地域課題の解決に資する取組への支援など、地域の状況に適った公共交通機関への転換・活性化を図り利用を促進する。 さらに、公共交通機関の乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を促すことにより、利用者の利便性向上を図る。 (4) ノーマイカーデー、パークアンドライド等を推進し、マイカー通勤から鉄道・バス等の公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。 また、マイカー利用を自粛する取組を促進するため、毎月1日、20日を車の利用を控える「ノーマイカーデー」とするとともに、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用を行う「エコドライブ」の推進に全県的に取り組むこととし、県をはじめ県内の市町村や企業及び団体等とともに推進する。 （県交通政策課、県環境政策課、県警察交通規制課） イ 貨物自動車利用の効率化 共同配送システムの構築等による貨物自動車の積載率向上などの取組により輸送や物流の効率化の促進を図る。 （県交通政策課、県環境政策課） ウ 交通需要の平準化 交通需要のピーク時間帯の交通を分散するため、渋滞情報等の交通情報提供の充実を図る。 （県交通政策課、県環境政策課、県警察交通規制課）			

道路交通安全対策		中項目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備 【重点事項】		
大項目	1 道路交通環境の整備				
ア 災害に備えた道路の整備 大規模地震発生時の被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため「緊急輸送道路の橋梁の耐震補強」を推進する。					
○ 県管理道路の橋梁の耐震増強					
令和7年度実績			令和8年度計画（予定）		
事業量 （路線／箇所）	事業費 （百万円）	完了 （箇所）	事業量 （路線／箇所）	事業費 （百万円）	完了 （箇所）
15／19	2124	2	6／7	1023	3
（中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県高速道路推進課、県水産課）					
イ 災害に強い交通安全施設等の整備推進 道路構造の保全、道路構造に起因する交通の危険防止、災害時等の緊急時における道路状況の迅速かつ的確な把握を目的として、交通管制センターの高度化と機能の分散化、道路管理用監視カメラ（CCTV）の整備を推進する。 また、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式信号機電源付加装置や停電対策用電源箱、可搬式発電機の整備と適切な維持管理を推進するとともに、可搬式発電機等の確保について関係機関・団体、民間企業等との協力関係の構築を図る。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課）					
ウ 災害発生時における交通規制 災害発生時は、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、大規模災害発生時には、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、緊急交通路指定の必要性を検討し、指定した際は、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行禁止規制を実施する。 また、道路交通の混乱を最小限に抑えるための確かな迂回路指示・広報を行うとともに情報を提供する道路情報板等の整備を推進する。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課）					
エ 災害発生時における情報提供の充実 災害発生に伴う通行止め等の道路交通規制情報を迅速に収集し、道路利用者へ道路交通情報板やインターネット等を活用した情報提供の充実を図る。 また、通行止め等の災害時における道路交通規制情報提供の在り方について、道路管理者等の関係機関及び報道関係者間で引き続き検討を進める。 （中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社）					

道路交通安全対策		中項目	(13) 総合的な駐車対策の推進【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア きめ細やかな駐車規制の推進 貨物集配中の車両の駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、駐車させることが可能な場所については、駐車規制を見直すなど、道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に応じ、きめ細かな駐車規制を推進する。また、貨物集配中の車両の停車により、一般車両の安全や円滑な通行が確保できない場合においては、必要に応じて荷さばきスペースの設置を検討する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課) イ 違法駐車対策の推進 (7) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、地域の実態に応じた取締りを推進する。 (1) 交通事故の原因となった駐車違反や、常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。 他方、運転者責任を追及できない放置車両については、使用者の責任を追及する。 (県警察交通指導課) ウ 違法駐車を排除しようとする機運の醸成 (7) 広報啓発活動の推進 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への積極的な広報啓発活動を行う。 (1) 地域交通安全活動推進委員制度の活性化 地域交通安全活動推進委員による積極的な街頭活動等により、住民の理解・協力を得ながら違法駐車排除の機運醸成を図る。 (県警察交通企画課)			

道路交通安全対策		中項目	(14) 道路交通情報の充実【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課) イ 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化 高度道路交通システム（ITS）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課) ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた規制標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。 また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)			

道路交通安全対策		中項目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
大項目	1 道路交通環境の整備		
ア 道路の占用及び使用の適正化等 道路法及び道路交通法の規定に基づく占用（使用）許可基準の適正な運用を図る。 また、道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図る。 (7) 道路の占用及び使用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。 また、道路使用許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に加え、許可申請に関する行為の公益性にも十分配慮した適切な運用に努める。 (イ) 不法占用物件の排除 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、市街地を重点として、実態把握、強力な指導によりその排除に努める。 不法占用物件等を一掃するため、「道路ふれあい月間」等を中心に、沿線住民を始めとする道路利用者に対し、啓発活動を積極的に行う。 ○ 歩道の自転車、商品等の置場化、広告宣伝用物件の排除を図る。 ○ 行政指導又は監督処分を繰り返し、撤去しない悪質なものは、行政代執行等の強行措置を行う。 ○ 電柱広告については、路上広告物等の占用基準に違反するものは、除去させるよう電柱所有者に対して指導を行う。 (ウ) 道路の掘り返しの抑制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う交通事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。 (エ) 電線類の地中化促進 良好な景観の形成、安全で円滑な道路交通や良好な歩行空間の確保等を図るため、道路地下空間を活用した光ファイバーや電線類を収容する電線共同溝の整備促進を図る。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課) イ 休憩施設等の整備促進 過労運転に伴う交通事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や簡易パーキング、道の駅等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課) ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 道路を保全し、交通の危険を防止するため、やむを得ないと認められる場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課) エ 地域に応じた安全の確保 交通の安全は地域に根ざした課題であることから、地域の人々のニーズや道路の利用実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。 また、積雪寒冷特別地域においては冬期の安全な道路交通を確保するため、信号灯器の縦型化、信号機付加の押ボタンの凍結防止カバーの装着等を推進するとともに、積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。 さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象・路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進 【重点事項】
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		
ア 幼児に対する交通安全教育の推進			
幼児に対しては、基本的な交通ルールや交通マナー及び日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的知識・技能の習得に向け、幼稚園、保育所、認定こども園、保護者等と連携し、視聴覚教材等を活用した交通安全教室や交通安全アドバイザーによる発達段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、通園路における定期的な安全指導や安全点検を実施する。 (県交通安全課、県警察交通企画課)			
イ 小学生に対する交通安全教育の推進			
小学生に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、学校・PTA等と連携し、交通安全アドバイザー等による参加・体験型の交通安全教室を実施する。 (県交通安全課、県警察交通企画課)			
ウ 中学生に対する交通安全教育の推進			
中学生に対しては、自転車利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全のみならず他人の安全にも配慮できるようにするため、学校、PTA等と連携した参加・体験型の自転車教室等のほか、自転車指導啓発重点地区等における街頭指導を実施し、自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育を重点的に実施するほか、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果等についても指導し、乗車用ヘルメットの着用促進を図る。 また、スケアード・ストレイト教育技法（スタントマンの交通事故実演）による自転車交通安全教室の開催を推進する。 (県交通安全課、県警察交通企画課)			
エ 高校生に対する交通安全教育の推進			
高校生に対しては、二輪車及び特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車の利用者として必要な知識・技能を修得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、学校、PTA等と連携した参加・体験型の自転車教室や二輪車安全運転講習会等のほか、自転車指導啓発重点地区等における街頭指導を実施し、自転車等の安全な利用を促進するための交通安全教育を重点的に実施する。 また、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果等についても指導し、乗車用ヘルメットの着用促進を図る。 (県交通安全課、県警察交通企画課、県警察交通安全指導課、県警察運転免許課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進 【重点事項】																												
大項目	2 交通安全思想の普及徹底																														
イ～エ共通 学校における交通安全教育																															
Ⅰ 学校における交通安全教育の徹底																															
i 学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭・地域社会との密接な連携を図りながら、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的、組織的に行う。 学習指導要領を踏まえ、体育科、保健体育科、学級（ホームルーム）活動、児童・生徒会活動、学校行事等の特別活動及び総合的な学習の時間、総合的な探究の時間を中心に学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、交通規則の理解、危険予測と回避、応急手当などについて計画的、継続的に指導する。 特に、高等学校においては、近い将来運転者となる現状を踏まえ、運転免許を取得する以前から、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、運転者に必要な資質のかん養を図る。																															
ii 学校行事の交通安全に関する内容を充実させ、関係機関等と連携を図りながら、重点的に指導を行う。																															
iii 道徳教育との関連を図りながら、生命尊重、規則の尊重等安全にかかわる内容の指導を徹底する。																															
Ⅱ 指導者の資質の向上																															
学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）研修の中で交通安全教育に関する講義等を設け、指導者の養成・資質の向上を図る。																															
○ 学校安全研修開催計画																															
<table><tr><th>領域名</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th><th>令和8年</th></tr><tr><td>生活安全</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>交通安全</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>災害安全</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>				領域名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	生活安全	○		○		○		交通安全		○		○		○	災害安全	○	○	○	○	○	○
領域名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年																									
生活安全	○		○		○																										
交通安全		○		○		○																									
災害安全	○	○	○	○	○	○																									
※各領域とも開催年は東部・西部の2会場で実施																															
○ 指導者の育成、資質向上を図る学校安全（交通安全）研修																															
<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">交通安全研修</th><th>学校安全研修</th></tr><tr><th>令和6年度実績</th><th>令和7年度計画※</th><th>平成17年度～令和6年度累計</th></tr><tr><td>受講者数</td><td>50人</td><td>0人</td><td>4,944人</td></tr></table>					交通安全研修		学校安全研修	令和6年度実績	令和7年度計画※	平成17年度～令和6年度累計	受講者数	50人	0人	4,944人																	
	交通安全研修		学校安全研修																												
	令和6年度実績	令和7年度計画※	平成17年度～令和6年度累計																												
受講者数	50人	0人	4,944人																												
※平成29年度から領域別の研修に変更、交通安全は平成30年度より隔年で実施																															
Ⅲ 組織活動の強化																															
i 小学校の児童会活動・交通少年団活動及び中学校・高等学校の生徒会活動の自主的活動を通じて交通事故防止を図る。																															
ii 関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、安全施設の設置や効果的な指導を推進する。																															
Ⅳ 安全な通学路の確保と安全指導																															
i 通学路については、安全性の高い道路を選定し、定期的、臨時的に点検を実施し安全の確保に努めるとともに、安全な通行の指導の徹底を図る。																															
ii スクール・ゾーンについては、関係機関の協力のもと常に再点検を行い、実態に即した修正を行うほか道路管理者や警察と連携し交通安全施設の整備、交通規制の実施等により実効性を高める。																															
(県教委学校教育課)																															

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進 【重点事項】
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		
オ 成人に対する交通安全教育の推進 (7) 運転免許取得時等における交通安全教育 運転免許取得時の教育は自動車教習所での教習が中心となることから、教習指導員等の資質の向上を図るとともに教習水準の一層の向上に努める。 また、免許取得後の運転者に対しては、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所が受講者の特性に応じて行う運転者教育、地域・職域における各種講習会、その他参加・体験型の交通安全講習等により交通安全教育を推進していく。 また、交通安全協会や安全運転管理者協会などが行う交通安全教育や、地域における交通安全活動に対して積極的な指導・協力を行う。 (県交通対策課、県警察交通企画課、県警察運転免許課) (i) 公民館等における交通安全思想の普及 ○ 公民館、図書館、社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家などの社会教育施設内に、ポスター・標語などを展示し、安全思想の普及に努める。 ○ 公民館等を会場に、交通安全教室等を開催する。 (ii) 各種研修における交通安全学習の奨励 ○ 交通安全について学習する時間を設け、専門的講師による指導を行う。 ○ 青少年を対象とする研修会においては、正しいドライバーとしての運転マナーを身につけ、交通規則、交通道德を守り、安全な運転を心がけることを中心とした学習を行う。 ○ 家庭教育学級、PTA、婦人会、青年団、町内会等での研修並びに講座においては、地域ぐるみ、職場ぐるみの交通安全指導についての具体的な施策を学習する。 (県交通対策課、県教委社会教育課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進 【重点事項】
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進【重点事項】

市町村、老人クラブ、交通安全協会等との連携を強化し、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

研修及び講習においては、歩行者としての交通ルールを守り、安全の確認、安全な歩行などについて、実技指導を行うほか、電動車椅子の安全利用に係る講習会の実施に努める。

また、県内全高齢者を対象に、警察職員や交通安全アドバイザー等による効果的な交通安全教育や街頭での交通安全指導を実施するとともに、警察職員による個別訪問指導等の充実を図る。

さらに、交通安全講習会、広報啓発検問、イベント等あらゆる機会を活用し、危険回避行動の励行を促す広報啓発活動を推進する。

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるとともに、交通安全アドバイザーによる認知機能検査体験指導、クイックステップや交通安全教育車（ご長寿交通安全号）等による運転適性診断を積極的に推進するほか、安全運転サポート車の試乗会の開催等による普及啓発を推進する。

○ 高齢者の交通安全個別訪問指導実施状況

事業内容	令和7年度実績	令和8年度目標
交通安全個別訪問指導	103,327 人	75,000 人

※ 高齢者人口 213,218 人（令和7年3月推計人口）

○ 高齢者に対する交通安全教養

事業内容	概要	目標等
高齢者世帯訪問事業	交通安全講習を受講する機会の少ない高齢者を対象に、各人の世帯を訪問し、それぞれの状況に応じた交通安全指導や反射材の着用を推進する。	5,000 人以上

（県交通対策課、県警察交通企画課、県警察運転免許課）

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

地域における福祉活動の場を利用して、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進するとともに介護人等を対象とした講習会を開催する。

また、聴覚障がい者が安全に運転できるよう、講習の充実や周囲の運転者が配慮すべき事項についての安全教育に努める。

（県交通対策課、県警察交通企画課、県警察運転免許課）

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として、外国人の雇用者や使用者を含めた職域での交通安全教室を開催する。

（県交通対策課、県警察交通企画課）

道路交通安全対策		中項目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		
高齢者をはじめとした受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、その必要性を理解してもらうため、参加・体験型の交通安全教育を推進する。 ア 交通安全教育の推進 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の活用、講師の派遣等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。 また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及びドライブレコーダーを活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。 さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。 このほか、従前の取組みに加え、動画を活用した学習機会の提供やSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。 イ 指導者の育成 警察職員の交通安全教育に関する指導能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、自治体の交通指導員等、交通安全教育に携わる者に対しても、主体的に教育を実施できる指導者として育成し、地域実態に即した効果的な安全教育を計画的かつ強力に推進する。 ウ エコドライブの推進 エコドライブが安全運転意識の向上にもつながることから、エコドライブ講習会による安全意識と省資源・省エネ行動の取組み意識の啓発を図る。 (県交通対策課、県教委学校教育課、県教委社会教育課、県環境政策課、県警察交通企画課)			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		

ア 交通安全県民運動の推進【重点事項】

県民一人ひとりの交通安全意識の定着と向上を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため普及啓発活動を組織的・計画的に推進する。

交通安全県民運動実施要綱に基づき、春・秋の全国交通安全運動、その他の交通事故防止活動を、年間を通じ、県民総ぐるみで展開する。

(7) 令和8年度県民運動年間重点

- 高齢者の交通事故防止（最重点）
- こどもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 自転車の安全利用の推進

(i) 期間を定めて行う運動

運 動 名	期 間
春 の 全 国 交 通 安 全 運 動	4月6日から15日までの10日間
自 転 車 マ ナ ー ア ッ プ 運 動	5月1日から31日までの1か月間
夏 の 交 通 事 故 防 止 運 動	7月13日から22日までの10日間
秋 の 全 国 交 通 安 全 運 動	9月21日から30日までの10日間
年 末 の 交 通 事 故 防 止 運 動	12月14日から23日までの10日間

※ 各運動期間中に一斉行動日を設定する。

(ii) 日を定めて行う運動

名 称	活動日	運動の進め方
交通安全県民の日	毎月1日※	交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施
自転車・二輪車 交通安全指導の日	毎月18日※	1 自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車を指導 2 自転車・二輪車の点検整備を指導
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	全国交通安全運動にあわせ、交通事故死ゼロを目指した交通安全行事等を開催し、安全意識の高揚を図る

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

(エ) 交通死亡事故多発警報発令時の活動

活 動 名	期 間	実 施 事 項
交通死亡事故多発警報	10日間	交通死亡事故多発警報等の発令・宣言及び緊急対策実施要領に基づき実施

(オ) その他の行事

行事	開催日	会場
春の全国交通安全運動推進の集い	4月3日	県庁前広場
秋の全国交通安全運動推進の集い	9月19日	イオン松江店
第62回島根県交通安全県民大会	10月30日	県庁講堂

(県交通安全課)

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進【重点事項】

高齢者が、加齢に伴って生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を自ら理解した上で、安全かつ安心して外出したり移動することができるよう、警察官による高齢者世帯への個別訪問指導や反射材等の着用促進活動、交通安全教育機器を使用した参加・体験型交通安全教育に加え、街頭における声かけ活動、認知機能検査を通じた安全指導・相談等を行い高齢者自身に対する施策を継続して推進するなど、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。

また、高齢運転者の安全意識を高揚させるとともに、他の年齢層に対し、高齢者の特性を理解させ、高齢者を守る思いやりのある運転意識の定着を図るため、官民を挙げた広報啓発活動を実施する。

ウ 横断歩行者の安全確保【重点項目】

横断歩道を横断中の歩行者の安全を確保するため、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反取締りを推進する。歩行者には、横断歩道の利用等の交通ルールの遵守と道路横断の意思表示や横断前・横断中の安全確認の徹底についての教育を推進するほか、自治体及び関係機関・団体と連携した広報啓発を行うとともに、各種広報媒体を活用して周知を図る。

エ 自転車の安全利用の推進【重点事項】

(ア) 自転車利用者に対するルールの周知

市町村や学校、自転車関係事業者等と連携し「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用した集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施するなど、児童・生徒のほか、現在教育が不十分な大学生、高齢者等の幅広い自転車利用者に対して、自転車は路側帯を含め左側通行が原則であるなど、通行ルール等の遵守を図るとともに、自転車運転者講習制度の周知徹底に努める。

また、地域交通安全活動推進委員や各市町村交通指導員、地域住民等と共同で街頭指導啓発活動を積極的に推進する。

さらに、自転車事故の実態、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果を理解させる広報啓発活動により、乗車用ヘルメットを着用することの重要性について周知を図るとともに、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を促す。

加えて、自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）についての広報啓発に合わせ、交通ルール・マナーについての広報啓発、交通安全教育を行う。

(イ) 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに教育効果の高い教材の活用等により教育内容の充実に努める。

また、小学生のほか中学生・高校生や高齢者等にも対象を拡大して、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験型の自転車教室・自転車大会を積極的に実施するほか、更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等についても周知するよう努める。

さらに、幼児二人同乗用自転車利用者に対し、自転車安全教育を実施する。

(ウ) 自転車の安全性の確保

夕暮れ時から夜間の交通事故防止のため反射材用品の普及促進をすることにより、自転車の被視認性の向上を図る。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		

オ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどにより、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。

また、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を適切に運用するほか飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為や、通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点をおいて取締りを強化し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、乗車用ヘルメット着用の努力義務化や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対し、乗車用ヘルメットの着用の促進を図る。

(県交通対策課、県警察交通企画課、県警察交通指導課)

カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底【重点事項】

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、交通指導取締りや、市町村や旅客運送事業者等をはじめとする関係機関・団体等と連携し、各種講習会や交通安全運動等あらゆる機会・媒体を通じた広報啓発を行い、着用による被害軽減効果を訴え、全ての座席における自動車の乗員についてシートベルト着用の徹底を図る。

キ チャイルドシートの正しい使用の徹底【重点事項】

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取り付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取り付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図るとともに、6歳以上であっても、体格等によりシートベルトを適切に着用させることができない児童にはチャイルドシートを使用させることについての広報啓発に努める。

また、市町村や民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートの利用しやすい環境づくりを推進する。

ク 早めのライト点灯と反射材の普及促進【重点事項】

ドライバーには、早めのライト点灯と上向きライトへのこまめな切り替え、歩行者及び自転車利用者には、夕暮れ時から夜間における交通事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、反射材の視認・着用効果を理解させる交通安全教育を強化する。

ケ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立【重点事項】

自治体をはじめとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について、各種広報媒体を活用して周知を図るほか、自転車を含めた飲酒運転及び車両・酒類提供や同乗した者に対する罰則について繰り返し教育するとともに、飲酒体験ゴーグルの活用や自動車教習所における飲酒運転体験教室等、飲酒が運転に及ぼす影響を実感できる教育を推進する。

また、地域交通安全活動推進委員や交通安全協会、安全運転管理者協会等を通じ、地域や職域ごとの飲酒運転根絶宣言に向けた働きかけ、飲酒運転根絶署名簿の提出やハンドルキーパー運動の普及促進など、飲酒運転根絶機運の醸成を図る。

さらに、令和5年12月1日から、安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについて、周知を図る。

(県警察交通企画課、県警察交通指導課)

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		
コ 効果的な広報の実施 県民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の習慣づけを図るとともに、各種安全運動への積極的な参加と協力を得るため、あらゆる広報媒体と機会を活用し、積極的かつタイムリーな広報に努める。 (ア) 運転者に対しては、運転中の前方注視や安全確認の徹底等基本的な安全運転、後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、スピードダウン、運転中の携帯電話等の使用禁止、妨害運転・飲酒運転の根絶、夕暮れ時・夜間の交通事故防止、横断歩道における歩行者優先、こどもと高齢者の保護誘導等について広報を行い、交通事故防止を図る。 (イ) 家庭に対しては、回覧板や市町村広報誌等、家庭向けの広報媒体を積極的に活用し、関係機関・団体及び町内会等の組織を通じて各家庭に浸透するきめ細かな広報に努め、飲酒運転の根絶、こどもと高齢者の保護、反射材の活用等、交通安全意識の醸成を図る。 (ウ) 交通安全協会等の民間団体が行う交通安全に関する広報活動を支援するため、交通事故防止に関する資料・情報の提供を積極的に行うほか、報道機関の協力を得て、交通安全に対する気運の醸成を図る。 (エ) 交通安全運動、キャンペーンの積極的な広報を通じて県民を挙げての交通安全活動の展開を促進する。 ○ テレビ、ラジオ等を活用した交通安全スポット放送の実施 ○ 各季の運動の時期をとらえたパンフレット、チラシの作成配付 ○ インターネット活用などによる市町村・交通安全推進団体に対するタイムリーな交通安全情報の提供 ○ 県や市町村の広報車や施設設置のデジタルサイネージ等による広報 ○ 関係機関・団体による広報活動 ○ 飲酒体験ゴーグル・反射材視認用具（ゴーグルライト）等体験資機材の貸出 （県交通安全課、県警察交通企画課） サ 高速自動車国道等における交通安全啓発活動 高速道路における交通事故を防止するため、高速道路利用者への交通安全啓発活動を実施する。 (ア) 交通安全運動期間中等に県警高速道路交通警察隊等の関係機関と協力して、交通安全キャンペーンを実施する。 (イ) 交通安全を呼びかけるチラシやポスターを配布・掲示するとともに、懸垂幕・横断幕を活用し、交通安全啓発を実施する。 (ウ) 高速道路等における自然災害時（地震、風、雨、雪）や、トンネルにおける交通事故時の安全措置等の広報を実施する。 (エ) ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等の交通混雑期に、混雑が予想される箇所について事前広報を行い、交通事故防止のため広報を実施する。 (オ) 車両制限令違反に起因する交通事故防止に努めるため、車両制限令等の関係法令の広報を実施する。 （西日本高速道路株式会社中国支社）			

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 【重点事項】														
大項目	2 交通安全思想の普及徹底																
民間の交通安全団体については、交通安全指導者の育成、交通安全諸活動に対する援助、必要な資料・情報の提供等を通じて、その主体的な活動を支援するとともに、団体相互間の連絡協力体制の強化を図る。 また、島根県交通安全対策協議会を中心に交通安全運動を活発化させ、交通安全に関する県民挙げての活動、さらに地域住民の交通安全指導、教育に携わっている市町村の交通指導員の活動を推進する。 ア 県交通安全対策協議会の連携の強化 年間を通じて交通安全県民運動の一層の推進を図るとともに構成団体への交通事故発生情報や交通事故統計などタイムリーな情報提供を行うことによって地域の交通情勢に応じた効果的な交通安全活動の推進を図る。 ○ 情報提供等実施状況 <table><tr><th>項 目</th><th>令和7年度実績</th></tr><tr><td>交 通 情 報</td><td>18 回</td></tr><tr><td>交通事故発生状況</td><td>52 回</td></tr></table> イ 市町村交通安全対策協議会の積極的活動の促進 交通事故の多くが事故当事者の居住地域内で発生していることから、市町村や自治会等の単位で地区交通安全対策協議会の結成を促進するとともに、この組織が中心となり、主体性をもって各種の交通安全対策を積極的に推進する。 ウ 交通安全推進団体への働き掛けと主体的な活動の推進 (7) 公民館等への働き掛けと高齢運転者に対する安全運転指導の推進 公民館駐車場等身近な施設を活用した運転実技講習会を実施するほか、公民館等に働き掛け、自動車シミュレータや交通安全教育車（ご長寿交通安全号）の効果的な運用等により運転適性検査を促進し、高齢運転者に対して身体機能の低下を自覚した安全運転指導を推進する。 併せて、加齢による身体能力の低下を補う安全運転の励行を促す広報啓発を推進する。 (4) 白鳥クラブ等への働き掛けと幼児に対する交通安全教育活動の促進 幼児とその保護者の交通安全教育を推進している白鳥クラブ等の活動の中心となる指導者を対象とした研修会等を開催し、指導能力の向上を図るとともに、必要な資料・情報の提供を積極的に行い、白鳥クラブ等の活動の促進を図る。 (7) その他 地域交通安全活動推進委員協議会、交通安全協会、安全運転管理者協会等交通安全推進団体への積極的な交通情報の提供を行い、これらの団体の自主的な活動を支援する。 エ 官民を挙げた安全運転サポート車の普及啓発 追突事故や運転者のアクセルとブレーキの踏み間違い等による事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を装備した安全運転サポート車について、官民を挙げて普及啓発に努める。 また、安全運転サポート車について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供するなど、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、その利用に当たっての注意点等に対する理解の促進を図る。 オ 交通指導員への支援 交通指導員の能力向上を図るため、交通指導員研修会を開催する。 ○ 交通指導員研修事業 <table><tr><th>項 目</th><th>令和7年度実績</th><th>令和7年度計画</th></tr><tr><td rowspan="2">交通指導員研修会</td><td>3 回</td><td>3 回</td></tr><tr><td>東部（6月14日、21日） 西部（6月22日）</td><td>東部2箇所 西部1箇所</td></tr></table> （県交通安全課、県警察交通企画課）				項 目	令和7年度実績	交 通 情 報	18 回	交通事故発生状況	52 回	項 目	令和7年度実績	令和7年度計画	交通指導員研修会	3 回	3 回	東部（6月14日、21日） 西部（6月22日）	東部2箇所 西部1箇所
項 目	令和7年度実績																
交 通 情 報	18 回																
交通事故発生状況	52 回																
項 目	令和7年度実績	令和7年度計画															
交通指導員研修会	3 回	3 回															
	東部（6月14日、21日） 西部（6月22日）	東部2箇所 西部1箇所															

道路交通安全対策		中項目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進【重点事項】
大項目	2 交通安全思想の普及徹底		

交通安全は、県民の交通安全意識により支えられることから、県民自らが交通安全活動に積極的に参加できる仕組みづくりや目標を設定して地域の実情に即した取組を推進する。

特に、交通安全運動の効果を高めるため、県民運動の年間重点に数値目標を設定して取り組む。

○ 年間重点に対応した数値目標の設定

年 間 重 点	数 値 目 標
高齢者の交通事故防止 (最重点)	○ 反射材の着用率(歩行者) 40% ○ 高齢者世帯訪問指導数 7万5千人以上
こどもの交通事故防止	○ 交通安全教室の実施率(学校単位) 100% ○ 登下校中における交通指導員の街頭指導数 3万6千人以上 ○ 通学路の安全点検実施率(学校単位年2回) 100%
飲酒運転の根絶	○ 飲酒運転根絶署名簿署名者数 9万人
全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底	○ シートベルト(一般道後部座席)着用率 70% ○ チャイルドシートの着用率 100%
自転車の安全利用の推進	○ 自転車の交通ルールの遵守率 100% ○ 自転車のヘルメット着用率 30%

(県交通安全課)

道路交通安全対策		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (7) 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案した教習内容の充実に努める。 (4) 自動車教習所の教習指導員等の資質の維持向上、教習技法の充実を図るなど、教習水準の向上に努める。 (7) 運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。 (県警察運転免許課) イ 運転者に対する再教育等の充実 (7) 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習等が効果的に行われるように、講習内容及び講習方法の充実、講習指導員の資質向上、講習設備・資機材等の拡充等と実車等による参加・体験型の運転者教育の充実を図る。 特に飲酒運転を防止する観点から、運転免許の取消処分者講習では、飲酒運転を理由に取消処分を受けた者に対してアルコールスクリーニングテストやブリーフ・インターベンション等の飲酒行動改善の指導を行うとともに、停止処分者講習では、運転シミュレーターを用いた飲酒運転模擬体験の実施や飲酒運転にかかる停止処分者による飲酒学級を編成し、さらには更新時講習や取得時講習等の各種講習においては、飲酒運転による事故事例を取り入れるなど、飲酒運転防止に重点を置いた運転者教育を推進する。 ※ アルコールスクリーニングテスト：アルコール依存の程度を調べるための飲酒に関するテスト ※ ブリーフ・インターベンション：アルコールスクリーニングテストの結果を踏まえ、飲酒運転抑止のための目標設定、目標達成状況の確認を行い、今後の飲酒行動について改善を指導すること。 (4) 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能強化を促進する。 (県警察交通企画課・県警察運転免許課) ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。 (県警察運転免許課) エ 二輪車安全運転対策の推進 (7) 取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習や原付等安全講習の推進に努める。 (4) 自動車教習所の教習施設及び体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実に努める。 (県警察交通企画課、県警察運転免許課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		

オ 高齢運転者対策の充実【重点事項】

(ア) 高齢者講習の効果的な実施に努めるとともに、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。
また、75歳以上の高齢運転者に対する高齢者講習については、認知機能という身体的適正の低下に着目するのみならず、運転技能検査と同一の課題を行うこと等を通じて、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行う。

(イ) 75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為をした場合には、臨時に認知機能検査を行い、認知機能の低下の状況について確認を行うとともに、一定の基準に該当する者については、臨時の高齢者講習を実施し、認知機能の低下を自覚した安全運転に努めるよう指導する。

(ウ) 75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査により、運転免許証の更新時に実車による走行を行い、一時停止等の課題についてその結果が一定の基準に該当する者には運転免許証の更新をしないこととなることから関係者への周知等を行い、同制度の適正かつ円滑な運用に努める。

(エ) 高齢運転者の交通事故の分析などにより、運転適性検査の充実方策に努める。

(オ) 加齢に伴う身体機能の低下などにより運転に不安のある高齢者に対しては、危険回避行動（補償運転）の励行や、運転免許返納に関する家族間での話し合い・警察等への相談等について働きかける。

(カ) 認知機能検査の結果等に基づいて、認知症の疑いのある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の適切な行政処分を行う。
また、臨時適性検査の円滑な実施のための認知症専門医等との連携を強化するなど、体制強化に努める。

(キ) 高齢運転者の安全意識を高めるため、70歳以上の運転者に対して高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、標識を表示した自動車に対する保護意識の高揚を呼びかける。

(ク) 運転経歴証明書の身分証明書としての機能が十分に利活用されるよう運転経歴証明書制度について周知を図るとともに、関係機関・団体と連携して運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図る。

(ケ) 高齢者に対する個別訪問指導により、加齢に伴う身体能力の低下に応じた運転を指導するなど、安全運転への自覚を促す。

(県警察交通企画課、県警察運転免許課)

カ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

(ア) 関係機関・団体と連携し、各種講習会、安全運動等あらゆる機会を通じて着用効果について広報啓発し、着用の徹底を図る。
また、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、事業者等と連携した広報啓発を推進する。

(イ) 着用義務違反に対する街頭での指導取締りの強化を図る。

(県警察交通企画課、県警察交通指導課)

キ 自動車運転代行業者に対する指導等

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、自動車運転代行業がこれまで以上に安全かつ安心に利用されるように事業者に対して指導監督するとともに、事業者の自主的な取り組みに対する支援・協力を行うことにより、業界全体の一層の健全化を図る。

(ア) 自動車運転代行業者への立入検査
関係機関と合同による全自動車運転代行業者への立入検査を実施し、法定遵守事項の履行状況を確認するとともに、指導事項については適正運営指導書の交付等により業務の改善を図る。

(イ) 自動車運転代行業者への指導取締り等
無認定営業、損害賠償措置義務違反、道路交通法違反、道路運送法違反等の違反行為については、厳正な取締りを行うとともに、営業停止等の必要な措置を講じる。

(県交通対策課、県警察交通企画課、県警察交通指導課)

道路交通安全対策		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		

ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の実施

(7) 運行管理者一般講習や事業者に対する監査等の機会を捉えて適性診断の受診を徹底する。

(1) 診断結果に基づいた適切な指導を実施する

(中国運輸局島根運輸支局)

ケ 危険な運転者の早期排除等

(7) 行政処分制度の適正かつ迅速な運用により、悪質危険な運転者の早期排除に努める。

(1) 免許取得時の適性試験、免許更新時の適性検査、安全運転相談及び臨時適性検査の的確な実施により、免許の取消し等の事由に該当する運転者等の発見に努める。

○ 行政処分執行状況

	取消件数	停止件数
令和7年度実績	214 件	621 件

(県警察運転免許課)

道路交通安全対策		中項目	(2) 運転免許制度の改善
大項目	3 安全運転の確保		
ア 安全運転相談業務の充実 安全運転相談については、相談者等のプライバシーを保護するための適切な措置を執るとともに、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、安全運転相談活動の一層の充実に努める。 また、身体障がい者用に改造した車両等の持ち込みによる技能試験を実施するとともに、自動車教習所に対する指導を行い、身体障がい者に対する教習体制の充実の促進を図る。 イ 大規模災害対策の推進 大規模災害による運転免許業務への影響を最小限のものとするため、運転免許センター等の耐震化・免震化・制震化、システム室への免震床の設置、自家用発電機の整備、運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管等を推進する。 また、大規模災害発生時において、運転免許証を滅失、汚損等した者からの再交付申請に迅速に対応するため、申請受理から交付までの処理体制の確保と処理要領の整備を図る。 (県警察運転免許課)			

道路交通安全対策		中項目	(3) 自動運転等の安全の確保と支援【重点事項】
大項目	3 安全運転の確保		
ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。 また、安全で円滑な行動実証試験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図る。 イ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援 遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。 また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な行動実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。 (県警察交通企画課)			

道路交通安全対策		中項目	(4) 安全運転管理の推進【重点事項】																												
大項目	3 安全運転の確保																														
ア 適正な安全運転管理に向けた強力な指導等 事業所等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の運転管理能力向上を図るため、安全運転中央研修所での研修課程の受講、運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な研修会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。 特に、交通事故多発事業所、安全運転管理者等法定講習の未受講事業所、過積載運転、放置駐車等に係る指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。 また、新たに選任対象となる事業所の把握に努め、未選任事業所の一掃を図る。 イ 車両の使用者等への責任追及の徹底 車両の使用者の業務に関してなされたと認められる道路交通法違反については使用者及び運輸支局長等への通知を行うとともに、使用者、安全運転管理者等による過積載運転、無免許運転等の下命・容認違反等については、使用者等の責任を追及し安全運転管理業務の徹底を図る。 ウ 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施 安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習効果を上げるため、講師の選定に配慮するほか、視聴覚教材を取り入れた効果的な方法による講習の実施を促進する。 さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。 ○ 安全運転管理者等講習実施状況と計画 <table><tr><th>項 目</th><th>令和3年度実績</th><th>令和4年度実績</th><th>令和5年度実績</th><th>令和6年度実績</th><th>令和7年度実績</th><th>令和8年度計画</th></tr><tr><td>開 催 回</td><td>18 回</td><td>19 回</td><td>19 回</td><td>18 回</td><td>19 回</td><td>18 回</td></tr><tr><td>受 講 者</td><td>3,659 人</td><td>3,986 人</td><td>4,144 人</td><td>4,275</td><td>4,177</td><td>4,302</td></tr><tr><td>受 講 率</td><td>97.4%</td><td>99.4%</td><td>98.5%</td><td>98.6%</td><td>99.9%</td><td>100%</td></tr></table> (県警察交通企画課、県警察交通指導課)				項 目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度計画	開 催 回	18 回	19 回	19 回	18 回	19 回	18 回	受 講 者	3,659 人	3,986 人	4,144 人	4,275	4,177	4,302	受 講 率	97.4%	99.4%	98.5%	98.6%	99.9%	100%
項 目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度計画																									
開 催 回	18 回	19 回	19 回	18 回	19 回	18 回																									
受 講 者	3,659 人	3,986 人	4,144 人	4,275	4,177	4,302																									
受 講 率	97.4%	99.4%	98.5%	98.6%	99.9%	100%																									

道路交通安全対策		中項目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進【重点事項】
大項目	3 安全運転の確保		

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転手に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことから、運輸安全マネジメントに関する情報を提供する。

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

自動車運送事業等の運行管理者に対し、国土交通大臣が認定した指導講習の受講を促進し、資質の向上を図る。

事業者等の安全意識の高揚を図るため、事業用自動車による重大事故の発生状況、事業用自動車に係る安全対策等の情報を提供する。

運送事業者が取り組む、社内での安全教育を促進するため、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援を行い、社内での安全教育の充実を図る。

イ 飲酒運転の根絶

点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化に伴い、確実な点呼の実施を指導する等、飲酒運転根絶に向けた取り組みの徹底を行う。

ウ ICT・新技術を活用した安全対策の推進

ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるため、これらの機器に対して購入支援を行うとともに、自動車運送事業における経営者、運行管理者による事故の再発防止策の検討を容易に、かつ、効率的、効果的に実施するための活用手順書について周知を図る。

自動車や車載器等により取得した運転情報などを連携させた総合的データを活用し、更なる事故の削減を図る。

エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策

高齢運転者による事故防止対策を推進する。

乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を推進する。

オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令104号）に基づく交通事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析の充実強化を図る。

また、ドライブレコーダーを事業用自動車に搭載し、交通事故抑止効果等について調査・分析を行い、普及促進を図る。

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的な問題の更なる解明を含めた原因分析や、より客観的な再発防止対策について事業者等が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

自動車運送事業等に従事する運転者に適性診断及び講習会の受診・受講を促進する。

また、事業者に対して、事故・違反惹起運転者、初心運転者及び高齢運転者に対する特別教育並びに適性診断受診を促進し、安全運転の確保に努める。

ク 自動車運輸事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者に対して、運行管理の徹底を図るため、監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督等を実施するとともに、関係事業者団体を通じて指導に努める。

行政処分を受けた事業者を公表する。

ケ 貨物自動車運輸事業者安全性評価事業の促進等

貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じて指導監督に努める。

他の模範となる安全に係る取り組み、画期的・先進的な安全に係る取り組みを「安全対策グッドプラクティス」として紹介する。

（中国運輸局島根運輸支局）

道路交通安全対策		中項目	(6) 交通労働災害の防止等
大項目	3 安全運転の確保		
ア 交通労働災害の防止 (7) 交通労働災害防止対策の推進 a 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底 b 交通労働災害防止担当管理者の選任の推進 (イ) 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止活動への指導援助 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が各種労働災害防止活動の一環として行う交通労働災害防止活動について指導援助を行う。 また、交通労働災害防止担当管理者教育及び自動車運転業務従事者安全衛生教育の実施について指導援助に努める。 (ウ) 道路貨物運送業における墜落・転落災害の防止、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底等 イ 自動車運転者の労働条件の適正化 (7) 改善基準の徹底 長時間労働を原因とする交通労働災害の防止を図るため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」の遵守を徹底する。 (イ) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導 自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通事故防止に資するため、改善基準等に基づき、 a 拘束時間、運転時間、休息期間及び休日等の適正確保 b 適正な運行計画の樹立とその履行 c 労働条件の明示と就業規則の適正化 d 労働時間及び割増賃金支払の適正化 e 健康診断の完全実施と事後措置の徹底 f 過重労働による健康障害防止対策の徹底 g 累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底 を重点に監督指導を実施する。 (ウ) 自主的労務改善の促進のための指導 労働時間管理適正化指導員の活用により、改善基準の周知を図り、併せて自主的な労務改善を促進する。 (エ) 関係行政機関との連携 改善基準の履行確保を図り、併せて交通事故の防止に資するため、中国運輸局島根運輸支局、島根県警察等関係行政機関との連携を強化し、交通事故防止三者会議を開催して意見交換を行うとともに、相互通報制度を活用し必要に応じて合同の監査・監督を実施する。 また、県内のトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図るため、中国運輸局島根運輸支局等の関係機関と連携して取組を進める。 (オ) 荷主団体等への協力要請 自動車運転者の労働時間等の改善基準の完全遵守を図るため、長時間の恒常的な荷待ちの改善等に向けて荷主団体等へ働き掛け、協力要請を図る。 (カ) 時間外労働の上限規制及び改正改善基準等の周知等 令和6年4月1日から適用が開始された改正労働基準法等の内容や労働時間に関する法制度等について、あらゆる機会を通じて周知を行うとともに、理解の促進等に向けた取組を進める。 (島根労働局)			

道路交通安全対策		中項目	(7) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

火薬類、高圧ガス及び危険物の輸送について、消防及び警察機関と協力し、イエローカードの普及促進並びに車両の構造及び設備の基準適合の指導等を行い、事故防止を図る。

火薬類保安協会連合会、高圧ガス地域防災協議会及び危険物保安協会連合会の活動を通じ、運行中の交通事故の未然防止並びに交通事故が発生した場合の被害軽減に資する情報提供の充実を図る。

(県消防総務課、各消防本部)

イ 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保【重点事項】

関係事業者に対し、コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする平成17年に策定された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知を図る。

また、国際海上コンテナの特殊性を踏まえた安全対策を検討するため、関係者が自主的に取り組むべき安全対策等について、平成22年度から平成24年度にかけて「国際海上コンテナトレーラに係る事故防止対策推進事業」において実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する実態調査等を行った結果のとりまとめ、及び平成25年度に策定された国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル（平成30年4月改訂）の周知を図る。

(中国郵政局島根運輸支局)

ウ 気象情報等の充実

(7) 気象観測予報体制の整備等、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等、情報の提供等

a 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

b 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(a) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(b) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(c) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

道路交通安全対策		中項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		

c 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(a) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(b) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(c) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(d) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(イ) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進する。

(松江地方気象台)

道路交通安全対策		中項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		
エ その他の取組			
Ⅰ 「高度道路交通システム（ITS）」の推進に向けての取り組み			
安全で円滑な道路交通を確保し、多様化する道路利用者のニーズに応えるためには、道路利用者に対し道路交通情報を提供して合理的なルートに誘導し、交通の分散による道路の利用効率を高めるとともに、安全運転支援システム等の普及促進を図ることが必要ある。			
渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を迅速的確に収集し、ドライバーに対してリアルタイムに提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」や「専用狭帯域通信（ITSスポット）」の情報提供内容の充実等を図るとともに、車車間・路車間通信等の安全運転支援システムのさらなる普及や高度化を進めるなど、道路交通の安全確保のため、高度道路交通システムの推進に向けた関係機関との連携に努める。			
Ⅱ イベントに伴う臨時の放送局の開設			
博覧会やスポーツ大会等のイベントに際し、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全を確保するための効果的な情報提供ができる、イベントに伴う臨時の放送局の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。			
Ⅲ コミュニティ放送局の普及促進			
カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着した、きめ細やかな道路情報や商店街等の駐車場情報を提供できる「コミュニティ放送局」（市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送局）の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。			
※コミュニティ放送局：県内では平成15年度に、1局「(株)エフエムいずも」が開設している。			
(中国総合通信局)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実【重点事項】
大項目	4 車両の安全性の確保		

ア 自動車の検査体制の充実
道路運送車両法に基づく自動車検査の確実な実施を図る。
不正改造防止のための立入検査、街頭検査体制の充実強化を図る。
さらに指定自動車整備事業制度の適正な運用と活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

イ 自動車の点検整備の充実
自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため、関係団体の協力の下「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車使用者による保守管理を促進する。

(7) 不正改造車の排除
道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会問題となっている不正改造車等を排除するため関係団体の協力の下「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車使用者等の不正改造防止に係る認識のさらなる高揚を図るとともに、街頭検査の実施等により不正改造車の排除を徹底する。

○ 街頭車両検査実施状況と計画

	検査回数	検査車両数	不良車両	不合格率	整備命令	警告
令和7年度実績	43	1,301	51	3.92%	13	—
令和8年度計画	10	—	—	—	—	—

(イ)

自動車整備対策の推進
新技術を採用した自動車の普及に伴い、自動車整備事業における整備技術の向上を図るため、整備技術情報の提供、技術者の教育及び養成等を推進する。

(中国運輸局島根運輸支局)

道路交通安全対策		中項目	(2) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進
大項目	4 車両の安全性の確保		
自動車の使用者、又は使用しようとする人に対して、安全な自動車に乗っていただくため、点検・整備の重要性を理解して実施していただくこと、不正改造の事例の紹介、安全装置の紹介、安全な自動車を選んでいただくための自動車アセスメントの評価の公表、チャイルドシートアセスメントの評価の公表を行う。 (中国運輸局島根運輸支局)			

道路交通安全対策		中項目	(3) リコール制度の充実・強化
大項目	4 車両の安全性の確保		
自動車製作者の垣根を超えた自動車装置の共通化やモジュール化が進み、大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールを迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図る。 自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対しては、自動車の不具合について関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。 安全・環境性に疑義のある自動車については、独立行政法人自動車技術総合機構において現車の確認等による技術的検証を行う。 (中国運輸局島根運輸支局)			

道路交通安全対策		中項目	(4) 自転車の安全性の確保【重点事項】
大項目	4 車両の安全性の確保		
自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備を受ける意識を醸成するとともに、自転車事故による被害者救済のための損害賠償保険等の加入やT S（TRAFFIC SAFETY）マーク貼付の自転車及び駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）の利用推奨について広報等を推進する。 また、夕暮れ時から夜間における交通事故防止を図るため、早めのライト点灯の徹底と反射材用品の普及促進を図る。 （ 県交通対策課、県警察交通企画課 ）			

道路交通安全対策		中項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
大項目	5 道路交通秩序の維持		

ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等【重点事項】

(ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進
横断歩行者妨害などの交差点関連違反、速度超過、携帯電話使用等違反等の交通事故に直結する危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進する。
また、通学路、生活道路及び事故多発路線における指導取締りを推進する。

(イ) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する指導取締りの推進
飲酒、無免許運転者及びその周辺者による違反、妨害運転等悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の高い違法駐車等の指導取締りを強化する。

(ウ) 取締り管理
交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、現状の検証を行い取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる PDCA サイクルに基づく取締り管理を徹底する。

(エ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進
自転車利用者が違反行為の危険性や交通ルール遵守の重要性を理解できるよう指導取締りを推進する。
特に、危険を及ぼす悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

(オ) 新たなモビリティによる悪質・危険な運転に対する指導取締りの推進
電動キックボード等の新たなモビリティについて、悪質・危険な違反行為の取締りを強化する。
また、整備不良車両等の指導取締りを推進する。

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
高速自動車国道では、軽微な違反行為であっても重大交通事故に直結するおそれがあることから、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図るとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、妨害運転、車間距離不保持、携帯電話使用等違反等の交通指導取締りを強化する。

(県警察交通指導課)

道路交通安全対策		中項目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進【重点事項】
大項目	5 道路交通秩序の維持		
ア 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 死亡、重傷事故のうち、ひき逃げ、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるものなどについては、初動時から本部交通指導課による実質的関与を図り、組織的かつ重点的な捜査を実施する。 また、実務研修、専科教養、実践塾の開催、現場指導、執務資料の作成等により、捜査員の捜査能力の向上を図る。 イ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両特定に資する捜査支援システム等、装備資機材を効果的に活用するとともに、科学捜査研究所との連携を図り、科学的・客観的証拠の収集による事件の立件を図る。 ウ 交通特殊事件等の捜査の推進 道路交通の秩序を侵害する保険金詐欺事件、不正車検事件等の交通特殊事件及び組織的な事件に対する背後責任を追及すべき事件の捜査を徹底する。 (県警察交通指導課)			

道路交通安全対策		中項目	(3) 暴走族等対策の強化
大項目	5 道路交通秩序の維持		
ア 関係機関・団体との連携 青少年関係機関・団体と連携して、情報共有を図り、暴走行為の未然防止を図る。 (県警察交通企画課・県警察交通指導課) イ 暴走行為阻止のための環境整備 暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するなど関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等が出来ない道路環境づくりを講じる。 また、各種広報媒体の活用や街頭活動の機会を捉えて、暴走行為を阻止するための啓発活動を推進し、暴走行為を許さない環境づくりを行う。 (県警察交通企画課・県警察交通指導課) ウ 暴走行為者に対する指導取締りの推進 集団暴走行為等の悪質事犯に対しては、取締り活動を徹底して共同危険行為等の禁止違反等を適用して検挙するとともに、当該グループの解散に向けた指導を行う。 また、事前の情報入手に努め、集団違法行為に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講じる。 (県警察交通企画課・県警察交通指導課) エ 車両の不正改造の防止 違法行為を敢行する旧車會員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの的確な対応を推進する。 (県警察交通企画課・県警察交通指導課) 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するとともに、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う (中国運輸局島根運輸支局)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		

交通事故による救助・救急活動に対応するため、必要な訓練や連絡協力体制、施設設備の整備を図り、心肺蘇生法等の応急手当を普及啓発し、また、救助・救急隊員、救急救命士の養成と教育訓練の充実を進め、ヘリコプターによる救急業務、高速道路における救急体制の整備を促進する。

ア 救助体制の整備・拡充【重点事項】

交通事故の多様化、大規模化に対処できるよう、必要な訓練や連絡協力体制の整備を推進する。
(県消防総務課、県医療政策課、県警察交通指導課)

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模交通事故等の多数の負傷者が発生する重大交通事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施等、救助・集団救急事故体制を推進する。
(県消防総務課、県医療政策課、県警察交通指導課)

ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

(ア) 心停止者の救命率向上に資するAEDの県民への普及啓発事業を実施する。

(イ) 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において、応急救護処置に関する知識の普及に努める。

(ウ) 交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用車両運転者等に対する知識の普及に努める。
(県医療政策課、県警察交通企画課、県警察運転免許課)

エ 救急救命士の養成・配置等の促進【重点事項】

救急救命士養成施設（（一財）救急振興財団東京研修所・九州研修所）へ救急隊員の派遣を進め、救急救命士を養成する。

○ 救急隊員派遣実績

	令和7年度実績	令和8年度計画
派遣人員	11 人	12 人

救急隊員、救急救命士の実施する処置の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の整備を推進する。

※ 救急救命士（救急救命士法による国家資格）：心肺停止状態の傷病者に対し、医師の指示により気管挿管や薬剤の投与等の救急救命処置を行う（一部、心肺停止前に行う輸液や薬剤投与もある。）
(県消防総務課、県医療政策課)

オ 救助・救急用資機材の整備の充実【重点事項】

救助・救急業務の実施団体に対し、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材、消防通信施設を始めとする施設設備の整備を促し、業務体制の向上を図る。
(県消防総務課、県医療政策課)

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		
カ 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる救急業務の推進【重点事項】 県の所有する消防防災ヘリコプターによる救急ヘリ活動については、平成18年度より救急救命士が搭乗できるように県と各消防本部との協定を設けた。 今後も両ヘリコプターによる救急活動を推進する。 (県消防総務課、県医療政策課) キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 島根県消防学校において、救助・救急隊員に必要な知識と技術の教育訓練を行う。 (県消防総務課、県医療政策課) ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 高速道路における救急業務について、沿線市町村と西日本高速道路株式会社は相協力して迅速かつ効果的な人命救助を行うために、通信連絡体制等の充実を図るとともに、インターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を推進する。 さらに、西日本高速道路株式会社及び関係市町村等は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施を推進する。 (県消防総務課、県医療政策課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		

消防総務課、西日本高速道路株式会社及び救急業務実施担当市町は、協力して迅速かつ効果的な人命救助を図る。また、高速道路交通警察隊、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図る。

○ 救急実施体制（高速自動車国道等）

道路名	実施区間	上下別	救急業務実施機関 (一部他県機関を含む。)
中国自動車道	六日市 IC～吉和 IC	上り線	益田地区広域市町村圏事務組合
	六日市 IC～鹿野 IC	下り線	
	吉和 IC～六日市 IC	下り線	広島市消防局
	鹿野 IC～六日市 IC	上り線	周南市消防本部（山口県）
浜田自動車道	大朝 IC～瑞穂 IC	下り線	北広島町消防本部
	瑞穂 IC～大朝 IC	上り線	江津邑智消防組合
	瑞穂 IC～旭 IC	下り線	
	浜田 IC～瑞穂 IC	上り線	浜田市消防本部
	旭 IC～浜田 IC	下り線	
松江自動車道	雲南加茂 SIC～宍道 JCT	下り線	雲南広域連合雲南消防本部
	宍道 JCT～雲南加茂 SIC	上り線	松江市消防本部
	雲南加茂 SIC～高野 IC	上下線	雲南広域連合雲南消防本部
松江道路	松江玉造 IC～東出雲 IC	上下線	松江市消防本部
山陰自動車道	松江玉造 IC～斐川 IC	下り線	松江市消防本部
	宍道 IC～松江玉造 IC	上り線	
	斐川 IC～宍道 IC	上り線	出雲市消防本部
	出雲 IC～斐川 IC	上下線	
山陰道（安来道路）	米子西 IC～安来 IC	下り線	鳥取県西部広域行政管理組合
	安来 IC～米子西 IC	上り線	安来市消防本部
	安来 IC～東出雲 IC	下り線	
	東出雲 IC～安来 IC	上り線	松江市消防本部
山陰道（江津道路）	江津 IC～浜田東 IC	下り線	江津邑智消防組合
	江津西 IC～江津 IC	上り線	
	浜田東 IC～浜田 JCT	下り線	浜田市消防本部
	浜田 JCT～江津西 IC	上り線	
山陰道（仁摩・温泉津道路）	仁摩・石見銀山 IC～石見福光 IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（浜田・三隅道路）	原井 IC～石見三隅 IC	上下線	浜田市消防本部
山陰道（浜田道路）	浜田 IC～原井 IC	上下線	浜田市消防本部
山陰道（三隅・益田道路）	石見三隅 IC～鎌手 IC ※	下り線	浜田市消防本部
	岡見 IC～石見三隅 IC	上り線	
	鎌手 IC～遠田 IC	下り線	益田地区広域市町村圏事務組合
	遠田 IC～岡見 IC	上り線	
山陰道（益田道路）	遠田 IC～久城 IC	上下線	益田地区広域市町村圏事務組合
	高津 IC～須子 IC	上下線	益田地区広域市町村圏事務組合
山陰道（朝山・大田道路）	大田朝山 IC～大田中央・三瓶山 IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（多伎・朝山道路）	大田朝山 IC～出雲多伎 IC	上り線	大田市消防本部
	出雲多伎 IC～大田朝山 IC	下り線	出雲市消防本部
山陰道（大田・静間道路）	大田中央・三瓶山 IC～大田静間 IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（静間・仁摩道路）	大田静間 IC～仁摩・石見銀山 IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（出雲・湖陵道路）	出雲 IC～出雲湖陵 IC	上下線	出雲市消防本部
山陰道（湖陵・多伎道路）	出雲湖陵 IC～出雲多伎 IC	上下線	出雲市消防本部

※鎌手 IC 開通までは、浜田市消防本部が石見三隅 IC～遠田 IC(下り線)における救急業務を実施する。
(県消防総務課、西日本高速道路株式会社中国支社)

道路交通安全対策

大項目	6 救助・救急活動の充実	中項目	(2) 救急医療体制の整備
-----	--------------	-----	---------------

ア 救急医療機関等の整備【重点事項】

(ア) 初期救急医療体制の維持充実

救 急 体 制		令和7年度実績	令和8年度計画
初 期	在宅当番医制	6地区	6地区
	休日診療所	3か所	3か所
	休日診療事業	2か所	2か所

(イ) 2次救急医療体制の維持充実

救急告示病院を中心に病院群輪番制など各地域事情に応じた救急医療体制がとられているが、医療機関連携を進め、地域全体で医療機能の水準維持に努める。

(ロ) 3次救急医療体制（救命救急センター）の維持充実

令和8年度 実施計画	地 域	救 命 救 急 セ ン タ ー
	松 江	松江赤十字病院
	出 雲	県立中央病院
		島根大学医学部附属病院
	浜 田	国立病院機構浜田医療センター

項 目	令和7年度実績	令和8年度計画
救命救急センター	4か所	4か所

イ 救急医療担当医師・看護師の養成等【重点事項】

救急医療に携わる医師の確保に努めるとともに救急医療に関する教育研修に努める。
また、看護師も養成施設における実習等を通じて救急部門を担当出来る人材の養成に努める。

ウ ドクターヘリ事業の推進【重点事項】

医師や看護師が同乗し、救命医療を行いながら、救急患者を搬送できるドクターヘリの活用により、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

（県医療政策課）

道路交通安全対策		中項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
大項目	6 救助・救急活動の充実		
救急医療施設への迅速かつ円滑な搬送収容を確保するため、救急医療機関・消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保する。 島根県救急業務高度化推進協議会の活動を通じ、メディカルコントロール体制充実に向けた、関係機関との連携・協力を図る。 (県消防総務課)			

道路交通安全対策		中項目	(1) 交通事故相談業務の充実
大項目	7 被害者等支援の充実と推進		
ア 交通事故相談所の相談業務の実施			
(7) 常設相談			
相 談 所		基 本 開 設 日	開 設 時 間
松 江		日曜日、土曜日、祝休日及び年末年始を除く毎日	午前：9時～正午 午後：1時～4時
浜田相談室		祝休日及び年末年始を除く 毎週水曜日	午前：11時～正午 午後：1時～4時
(4) 巡回相談			
地 区	会 場	基 本 開 設 日	開 設 時 間
出 雲	出 雲 市 役 所	第3木曜日	午前：9時～正午 午後：1時～3時 (大田、益田、隠岐 は要予約)
大 田	大 田 市 役 所	第1火曜日	
益 田	益 田 市 役 所	第4木曜日	
隠 岐	隠岐の島町役場	第2木曜日の午後、その翌日の午前	
イ 相談員の資質の向上			
内閣府の行う事例研究会や研修会への参加を通じて、相談内容の多様化、複雑化に対応しうよう、交通事故相談員の資質の向上を図る。			
ウ 相談業務についての広報の推進			
相談業務の利用を高めるため、県広報及び市町村広報紙や有線放送等の活用など県民及び関係機関に対する積極的な広報活動を行うとともに、現場警察官と連携を密にして、被害者に対する直接的な周知を行う。 また、日本司法支援センター（法テラス）等との連携により必要な情報提供を行う。 (県交通政策課)			
エ 警察における交通事故相談の充実			
ひき逃げ事件、交通死亡事故、危険運転致死傷罪を適用する事件等の被害者又はその遺族に対して、捜査状況の連絡を行うほか、被害者から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情やニーズに沿った被害者支援の実施に努める。 「交通事故相談の手引き」、「リーフレット」の作成・配布等により、刑事手続の概要の教示、損害賠償手続の概要等の教示、各種援助・救済制度等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。 また、交通事故被害者又は遺族の県営住宅への優先的入居制度の情報提供や管理事務所からの照会に対して適切に対応する。 (県警察交通指導課)			

道路交通安全対策		中項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
大項目	7 被害者等支援の充実と推進		
ア 交通事故相談活動の推進 県交通事故相談所を活用し、地域における交通事故相談活動を、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等と連携を図り円滑かつ適正な相談活動を推進する。 また、交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、市町村等の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供する。 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化 警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な援助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。 (県交通対策課、県警察交通指導課)			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化																						
大項目	7 被害者等支援の充実と推進																								
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 自動車事故による被害救済の充実を期するため、独立行政法人自動車事故対策機構における資金貸付制度（交通遺児等貸付、後遺障害に係る保険及び保険金の一部立替貸付、不履行判決等貸付並びに重度後遺障害者の介護手当の支給）の利用促進について、各市町村、社会福祉事務所、民生委員協議会等を通じ積極的な広報活動を行う。 また、自動車事故による被害者の療護施設の運営等重度の後遺障害者に対する援助措置の充実に努める。 ○ 自動車事故による被害者への資金貸付制度による貸付額及び支給額 <table><tr><th colspan="2">貸 付 及 び 支 給 種 別</th><th>貸 付 額 及 び 支 給 額</th></tr><tr><td rowspan="3">義務教育終了前の交通遺児に対する資金の貸付</td><td>一 時 金</td><td>155 千円</td></tr><tr><td>育 成 資 金</td><td>毎月 20 千円 又は 10 千円（選択制）</td></tr><tr><td>入 学 支 度 金</td><td>44 千円</td></tr><tr><td colspan="2">後 遺 障 害 保 険 金 一 部 立 替 貸 付</td><td>100～2,900 千円</td></tr><tr><td colspan="2">保 証 金 の 一 部 立 替 貸 付</td><td>100～2,900 千円</td></tr><tr><td colspan="2">不 履 行 判 決 等 貸 付</td><td>100～1,000 千円</td></tr><tr><td colspan="2">重 度 後 遺 障 害 者 の 介 護 手 当 支 給</td><td>（月額）42～226 千円</td></tr></table> （中国運輸局島根運輸支局） イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 （7）交通事故相談 交通事故相談に当たっては、常に被害者等の心情に配慮した相談業務を推進する。 （県交通安全課） （1）情報の提供 被害者等に対して、交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故相談の手引き」を作成し、活用する。 （7）被害者連絡制度の充実 ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。 また、加害者の行政処分結果等についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。 （2）警察職員に対する教養・研修等 交通事故捜査を担当する職員に対しては、警察学校における教育・研修を実施するほか、各警察署に対する巡回教育等を行うとともに、既存の被害者支援対策関係マニュアルの見直しを行い、被害者等の心情に配慮した被害者支援が推進されるよう努める。 （県警察交通指導課、県警察運転免許課）				貸 付 及 び 支 給 種 別		貸 付 額 及 び 支 給 額	義務教育終了前の交通遺児に対する資金の貸付	一 時 金	155 千円	育 成 資 金	毎月 20 千円 又は 10 千円（選択制）	入 学 支 度 金	44 千円	後 遺 障 害 保 険 金 一 部 立 替 貸 付		100～2,900 千円	保 証 金 の 一 部 立 替 貸 付		100～2,900 千円	不 履 行 判 決 等 貸 付		100～1,000 千円	重 度 後 遺 障 害 者 の 介 護 手 当 支 給		（月額）42～226 千円
貸 付 及 び 支 給 種 別		貸 付 額 及 び 支 給 額																							
義務教育終了前の交通遺児に対する資金の貸付	一 時 金	155 千円																							
	育 成 資 金	毎月 20 千円 又は 10 千円（選択制）																							
	入 学 支 度 金	44 千円																							
後 遺 障 害 保 険 金 一 部 立 替 貸 付		100～2,900 千円																							
保 証 金 の 一 部 立 替 貸 付		100～2,900 千円																							
不 履 行 判 決 等 貸 付		100～1,000 千円																							
重 度 後 遺 障 害 者 の 介 護 手 当 支 給		（月額）42～226 千円																							

道路交通安全対策		中項目	(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底
大項目	7 被害者支援の充実と推進		

自動車損害賠償保険の無保険車両の運行の防止に努めるとともに、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険（責任共済）の加入を促進するため、無保険バイク追放キャンペーン、街頭指導取締りの強化等に努める。

ア 広報啓発活動の推進

(7) 広報啓発活動

検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に対し、自動車損害賠償責任保険（責任共済）の加入率の向上を図るため、9月1日より9月30日の間、無保険バイク追放キャンペーンとしてポスターの掲示、リーフレットの配布等の広報活動を実施する。

(中国運輸局島根運輸支局)

(4) 講習等の機会を捉えた広報の実施

自動車損害賠償責任保険（責任共済）の期限切れ、掛け忘れ等を防止するため、各種交通安全講習等において、その必要性について積極的に広報活動を実施する。

(県警察交通企画課)

イ 街頭における指導取締りの強化

街頭における指導取締りを強化し、無保険（無共済）車両の運行を防止する。

また、指導員制度を活用して、無保険車両の排除に努める。

○ 無保険車両等取締状況

	実施回数	検査車両数	違反件数
令和6年度実績	65 回	263 台	5 台
令和7年度計画	39 回	—	—

(中国運輸局島根運輸支局、県警察交通指導課)

道路交通安全対策		中項目	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2) 道路交通事故の分析と活用 (3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究
大項目	8 研究開発及び調査研究の充実		
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 効率的で効果的な交通安全対策を推進するため、各種対策の交通事故の削減効果、被害の軽減効果について、データ収集・分析・効果予測を行い、情報を蓄積し、研究開発に役立てる。 (中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所) (2) 交通事故の分析と活用 効果的な交通安全対策の検討、立案に資するため、人、道路、車両等について総合的な交通事故分析を行い、事故発生原因や要因を的確に把握する。 また、交通事故分析に係る情報について、県警ウェブサイトや広報紙等を活用し、関係機関・団体や地域住民に対して積極的に公表・提供し、県民の交通事故防止と交通安全意識の向上を図る。 (3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究 高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう適切な安全対策を実施するため、過去の統計から交通事故の被害に遭いやすい高齢者や自転車利用者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。 (県警察交通企画課)			

鉄道交通安全対策		中項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
大項目	1 鉄道交通環境の整備		(2) 運転保安設備等の整備
(1) 鉄道施設等の安全性の向上 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めるよう指導する。 特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。 さらに、駅施設等について、高齢者、視覚障がい者等を始めとする全ての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がい者の転落事故を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進する。 加えて、線路を横断しないよう注意喚起する看板の設置や侵入防止のための柵の設置等の対策について、協議会等を活用し、鉄道事業者や関係自治体等への情報共有等を図る。			
(2) 運転保安設備等の整備 曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置(ATS)等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について引き続き推進を図る。 (中国運輸局鉄道部)			

鉄道交通安全対策		中項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上			
大項目	1 鉄道交通環境の整備		(2) 運転保安設備等の整備			
○ 鉄道施設の整備						
事業主体	事業	令和7年度実績		令和8年度計画		備考
		事業量	事業費（千円）	事業量	事業費（千円）	
西日本旅客鉄道	軌道強化	－	699,256	－	1,287,110	山陰線、山口線、木次線
	トンネルの整備	－	－	－	－	
	線路防護設備等の整備	10 箇所	213,037	4 箇所	114,118	山陰線
	駅施設の整備	3 箇所	58,422	1 箇所	32,000	都野駅
	小 計	－	970,715	－	1,433,228	
一 畑 電 車	軌道強化	－	50,020	－	168,000	北松江線、大社線
	耐震補強	8 箇所	8,846	－	－	川跡～秋鹿町駅間
	線路防護設備等の整備	－	－	2 箇所	60,000	北松江線
	その他鉄道線路の整備	2 件	26,146	1 件	30,000	道床つき固め、ポイント融雪設備の更新
	小 計	－	85,012	－	258,000	
合 計		－	1,055,727	－	1,691,228	
○ 運転保安設備の整備						
事業主体	事業	令和7年度実績		令和8年度計画		備考
		事業量	事業費（千円）	事業量	事業費（千円）	
西日本旅客鉄道	列車集中制御装置	－	－	－	－	
	信号保安設備（その他）	5 箇所	22,080	1 箇所	4,416	LED化
	変電所等設備の整備	2 個	119,800	3 個	178,000	
	小 計	－	141,880	－	182,416	
一 畑 電 車	信号保安設備（その他）	2 件	34,023	－	－	軌道回路更新、通信ケーブル更新
	変電所等設備の整備	2 台	13,700	－	－	直流高速度遮断器更新
	電路設備の整備	1 件	876	3 件	42,000	トロリ線更新
	小 計	－	48,599	－	42,000	
合 計		－	190,479	－	224,416	
(西日本旅客鉄道株式会社、一畑電車株式会社)						

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
鉄道運転事故の約9割を占める鉄道人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 （中国運輸局鉄道部）		

鉄道交通安全対策		中項目	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士等の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組
大項目	3 鉄道の安全な運行の確保		
(1) 保安監査の実施 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも臨時に保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。 (中国運輸局鉄道部) (2) 運転士等の資質の保持 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、乗務員の資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。 (中国運輸局鉄道部) (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。 また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。 さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。 (中国運輸局鉄道部) (4) 気象情報等の充実 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。 鉄道事業者は、これらの気象情報等を早急に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安全輸送に努める。また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有や ICT を活用した観測・監視体制の強化を図る。 さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める。 (松江地方気象台、中国運輸局鉄道部)			

鉄道交通安全対策		中項目	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士等の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組
大項目	3 鉄道の安全な運行の確保		

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

(中国運輸局鉄道部)

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。

また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認する。

(中国運輸局鉄道部)

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが見られるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

(中国運輸局鉄道部)

鉄道交通安全対策		中項目	
大項目	4 鉄道車両の安全性の確保		
発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。 （中国運輸局鉄道部）			

鉄道交通安全対策		中項目	
大項目	5 救助・救急活動の充実		
鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。 なお、住民に対する心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動については、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等の関係機関において、引き続き実施する。 （中国運輸局鉄道部、県消防総務課、各消防本部）			

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	6 被害者支援の推進	
公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。 引き続き、関係者からの助言を頂きながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者への支援の取組を着実に進めていく。 大規模な公共交通事故が発生した場合には、国の支援の下、県や市町村・警察、医療機関、民間の被害者支援団体等が連携を図り、情報提供、被害者等の心身のケアや専門家の紹介等被害者支援の推進を図る。 （県交通安全課、県警察交通企画課、県警察交通指導課、中国運輸局鉄道部）		

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	
鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を、さらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、新たな各種調査機器を活用した調査方法、過去の事故等調査で得られたノウハウ、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図る。 また、事故等調査結果の情報については、「保安情報」として鉄道事業者へ周知し、同種事故等の未然防止に向けた指導を図る。 （中国運輸局鉄道部）		

踏切道における交通安全対策		中項目
大項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。加えて、立体交差化まで時間のかかる「開かずの踏切」等については、早朝に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良、カラー舗装、歩行者等立体横断施設の設置、規制看板の設置によるピーク時の流入抑制や駐輪場整備等の一体対策を促進する。また、踏切横断交通量削減のため、駅の出入り口の新設や密接関連道路の整備等の踏切周辺対策を促進する。

歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故対策検討会の取りまとめ及び令和6年1月に改定した「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

○ 踏切道の構造改良等

事業主体	事業	令和7年度実績		令和8年度計画		備 考
		事業量	事業費（千円）	事業量	事業費（千円）	
西日本旅客鉄道	機造改良	－	－	－	－	
	構造改良	－	－	1箇所	138,600	山陰線 堺踏切
	整理統合	1箇所	10,888	－	－	
	踏切保安設備の整備	1箇所	41,000	1箇所	55,000	山陰線
一畑電車	構造改良	1箇所	47,215	－	－	古土手県道踏切歩道新設
合 計		3箇所	99,103	2箇所	193,600	

中国運輸局鉄道部、中国地方整備局松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、西日本旅客鉄道株式会社、一畑電車株式会社

踏切道における交通安全対策		中項目
大項目	2 踏切道の統廃合の促進	
踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道等地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 （中国運輸局鉄道部）		

踏切道における交通安全対策		中項目
大項目	3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	
ア 踏切保安設備の整備		
踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行うとともに統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対して、歩行者等の直前横断等を抑制するためのゲートや柵等の設置等踏切事故の減少が期待できる設備の整備を促進する。主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運休本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化やAI等を活用した更なる踏切安全対策を推進する。 （中国運輸局鉄道部・西日本旅客鉄道株式会社・一畑電車株式会社）		
イ 踏切道における安全対策の推進		
踏切道の改良等の環境の変化に応じ、踏切道の幅員、保安施設の整備状況、交通量等の道路交通環境及び地域住民、道路利用者の意見・要望を踏まえた上で、既存の交通規制の見直しを実施し、踏切道における交通の安全と円滑を図る。 （県警察交通規制課）		

踏切道における交通安全対策		中項目	
大項目	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		
ア 広報啓発活動の推進			
緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。			
自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。			
また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。			
また、ICT 技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。			
平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。			
(中国運輸局鉄道部・県道路維持課・県道路建設課)			
イ 踏切道における指導取締り			
車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に実施する。			
(県警察交通指導課)			

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）抜粋

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(令和5年6月16日、一部改正施行)